

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2015

月刊

中小企業レポート

4

No.461

長野県中小企業団体中央会

巻頭特集

特集2

省エネルギー設備導入補助金の公募が開始されました
長野県の契約に関する条例



KENSHIN INNOVATION

創造こそ、革新への力。

イノベーション事業支援資金

新技術や高度な知識を軸にした、創造的・革新的な新製品の開発等、
イノベーション事業のための開発費・設備資金等にご活用ください。

ご融資金額

1先あたり上限 **1億円**

ご融資利率

金利は新発5年国債利回りを基準に設定させていただきます。
最優遇金利 年0.05%(固定金利)

■資金枠／50億円 ※50億円に達したところで取扱を終了させていただきます。

■ご融資期間／最長5年 ■ご利用いただける方／イノベーション事業を起業または展開する長野県内の法人・個人事業主 ■担保／原則、物的担保が必要です。■保証人／法人の場合は原則として代表者、個人の場合は原則不要 ■保証会社・保証料／ご融資金額の50%は長野県信用保証協会の保証を受けていただけます。同協会の保証分につきましては、別途信用保証料が必要となります。※審査の結果、ご融資できない場合がございます。※店頭でご返済額を試算いただけます。●詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。

知恵と力を合わせて信州を元気に

月刊 中小企業レポート

2015

4

No.461

-
- 2 巻頭特集
長野県の契約に関する条例
-
- 6 特集2
省エネルギー設備導入補助金の
公募が開始されました
-
- 15 きらり☆信州のホープ
-
- 16 好機逸すべからず
株式会社サワイ（佐久市）
株式会社ミクロ発條（諏訪市）
-
- 18 信州の街道物語
北国街道 善光寺宿 本陣界限
-



写真提供：藤屋御本陳

《北国街道：善光寺宿》

北国街道は、中山道と北陸街道を結ぶ街道です。加賀藩をはじめとする北陸諸藩の参勤交代の道であり、また、佐渡金山で産出した金を運ぶ道としても重要視された街道でした。また、長野の善光寺参拝を目指す旅人が多かったことから善光寺街道の名もあります。

※上の写真は、表紙掲載写真と同じ場所から撮影した、明治時代の街道の風景です。

長野県の契約に関する条例

長野県は全国に先駆けて昨年3月20日に、地域経済の健全な発展など、4項目を基本理念とする「長野県の契約に関する条例」を制定しました。

その後、契約審議会での審議を経て、「長野県の契約に関する取組方針について」などが定められ、今月公告される契約案件から適用されます。今回は、条例と取組方針の概要についてご紹介いたします。

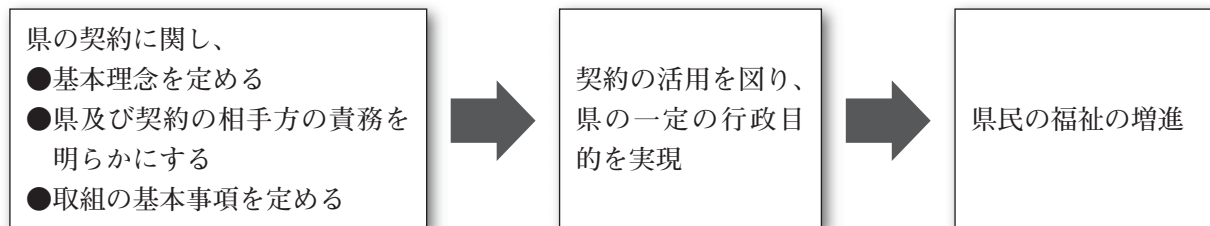
1 制定の背景

県が締結する契約に対しては、これまで、透明性、公平性の確保と品質の確保などが求められてきた。このことに加え、近年は、長期的に良質なサービスの提供、地域の安全・安心を支える事業者や担い手の育成、また、労働賃金の適正な支払などの労働環境の整備、環境配慮や男女共同参画社会の推進の取組が求められるなど、社会的要請が多様化してきた。

このような背景により、県が契約に関する基本方針に沿って、長期的・統一的に取り組んでいくことが重要。

2 条例の概要

(1) 目的



(2) 基本理念

項目	内容	効果（行政目的）
契約の適正化	①契約の過程及び内容の透明性の確保 ②競争の公正性の確保 ③談合その他の不正行為の排除	地域経済の健全な発展
総合的に優れた契約の締結	①適正な履行が通常見込まれない契約金額による契約の締結の防止 ②価格以外の多様な要素も考慮	安全かつ良質なサービスの提供
契約内容への配慮	①地域における雇用の確保 ②県産品の利用 ③県内の中小企業者の受注機会の確保 ④県民の安全・安心のために活動する事業者の育成 ⑤専門的な技術の継承 ⑥その他持続可能で活力ある地域社会の実現	持続可能で活力ある地域社会の実現
契約の相手方の社会貢献活動への配慮	①労働者の適正な賃金水準などの労働環境の整備 ②環境に配慮した事業活動 ③障がい者雇用の促進に資する取組 ④男女共同参画社会の形成に資する取組 ⑤その他の社会貢献活動	社会的責任を果たす事業者の育成

(3) 取組方針の策定

- ① 基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を長野県契約審議会の意見を聴いて定め、公表する。
- ② 取組方針に定める方法により契約の締結及び履行の確保を行うものとする。

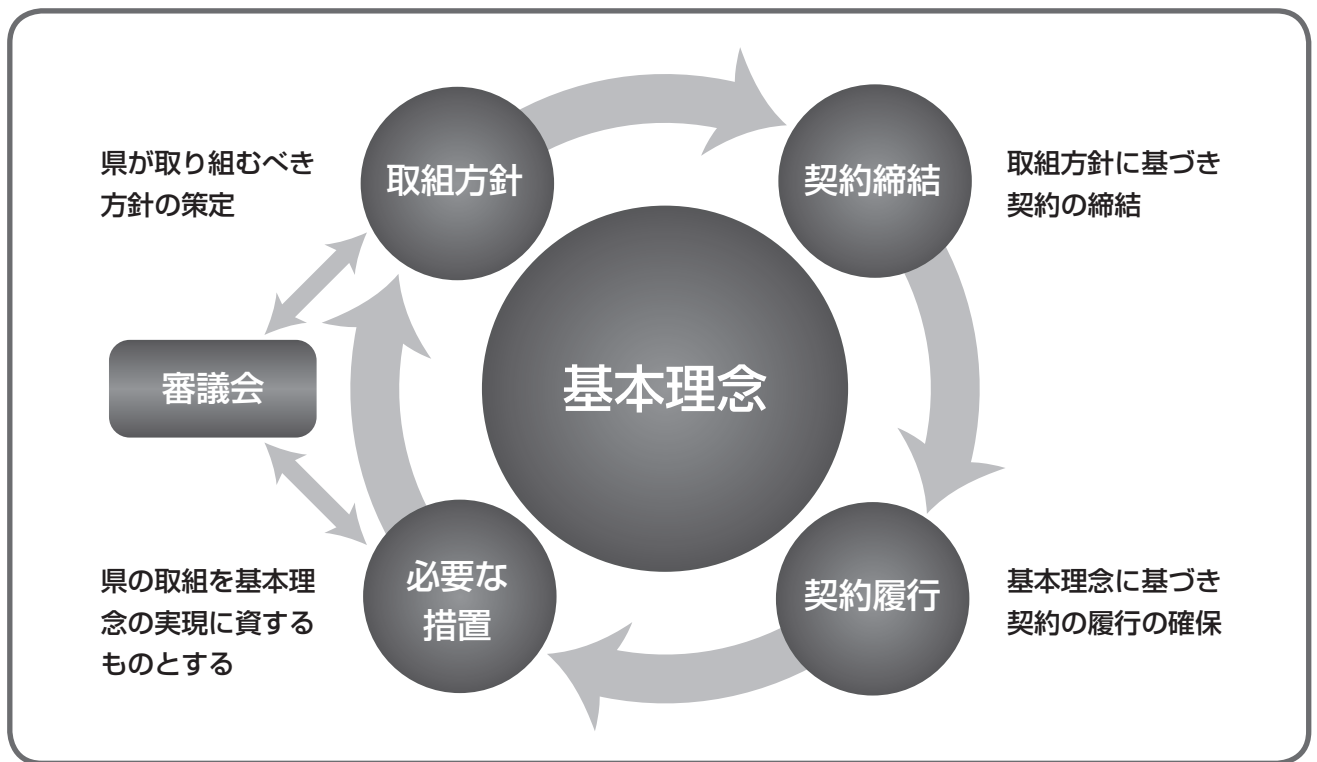
(4) 長野県契約審議会

- ① 契約に関する県の取組を基本理念の実現に資するものとするため長野県契約審議会を設置し、契約に関する重要事項について調査審議する。
- ② 審議会は、学識経験者の委員12人以内で組織し、任期は3年とする。

(5) 指定管理者の選定等に当たっての配慮

公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、基本理念の趣旨を踏まえ、その選定等を行うものとする。

条例の関連図



3 条例の特色

事業者の観点	①県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること ②県民の安全・安心のために活動する事業者の育成や専門的な技術が継承されること など
労働者の観点	①地域における雇用の確保が図られること ②労働者の適正な賃金水準などの労働環境が整備されること など
県民の観点	①県民の安全・安心のために活動する事業者が育成されること ②環境に配慮した事業活動が行われること ③障がい者の雇用の促進及び男女共同参画社会の形成に資する取組が行われること など

4 施行日

平成26年4月1日

長野県の契約に関する取組方針

平成26年10月24日

長野県の契約に関する条例（平成26年長野県条例第17号）第6条第1項の規定により、第3条の基本理念を踏まえた契約の締結及び履行の確保をするため県が取り組むべき方針（取組方針）を、次のとおり定める。
なお、各取組の具体的な内容は、この取組方針に沿って要綱・要領などで所管課が定めるものとする。

基本理念1 契約の適正化

県の契約について、次の事項が実施され、その適正化が図られることにより、地域経済の健全な発展に資することを旨とする。

- ①契約の過程及び内容の透明性の確保
- ②競争の公正性の確保
- ③談合その他の不正行為の排除の徹底
- 10 製造の請負、物件の買入れ及び「その他の契約」において、より適切な予定価格の検討 など15項目

基本理念2 総合的に優れた契約の締結

県の契約について、経済性に配慮しつつ、次の事項を実施するなど、総合的に優れた内容とすることにより、提供されるサービスを安全かつ良質なものとすることを旨とする。

- ①適正な履行が通常見込まれない金額を契約金額とする契約の締結の防止
- ②価格以外の多様な要素※も考慮
※:基本理念2では、①サービスの質・品質の確保、向上、②事業者の技術力
- 16 建設工事等及び建設工事等に係る委託において、適切な失格基準価格の研究
- 19 印刷業務、警備業務などの契約において、最低制限価格制度の導入について検討 など17項目

基本理念3 契約内容への配慮

県の契約について、契約の目的及び内容に応じ、次の事項に配慮することにより、持続可能で活力ある地域社会の実現に資することを旨とする。

- ①地域における雇用の確保が図られること
- ②県産品の利用が図られること
- ③県内の中小企業者の受注機会の確保が図られること
- ④県民が安全で安心して暮らすことができるようになるための活動を行う県内事業者の育成に資すること
- ⑤事業者の有する専門的な技術の継承が図られること
- ⑥その他持続可能で活力ある地域社会の実現に資すること
- 42 県の契約において、県産品利用促進の入札方式等の検討
- 53 建設工事において、「地域貢献等を基本要件とする受注希望型競争入札」の対象とする種類、金額範囲の拡大
- 55 建設工事等に加えて、製造の請負、物件の買入れ、「その他の契約」において、地域要件等の設定方法の検討 など38項目

-
- 3-4 県民が安全で安心して暮らすことができるようになるための活動を行う県内事業者の育成に資すること
 - 56 建設工事等において、入札参加資格の審査項目で、県内事業者の直営能力として、固定資産のうち「機械・運搬具」及び「工具器具・備品」の保有を評価する。【参加資格】

基本理念4 事業者の社会貢献活動への配慮

県の契約の締結について、契約の目的及び内容に応じ、事業者に係る次の事項に配慮することにより、社会的責任を果たす事業者の育成に資することを目指す。

- ①県の契約の履行に係る業務に従事する労働者の賃金が適正な水準にあることなどの労働環境が整備されていること
- ②環境に配慮した事業活動を行っていること
- ③障がい者などの就業を支援する必要がある者の雇用の促進に資する取組を行っていること
- ④男女共同参画社会の形成に資する取組を行っていること
- ⑤その他社会貢献活動を行っていること

75 建設工事において、労働賃金の支払の実態を検証しつつ、適正な労働賃金の支払を評価する総合評価落札方式等の試行

83 県の契約において、入札参加資格の審査項目に、県内事業者の次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の届出をし、育児・介護休暇の規定を設けることなどを評価する項目の追加を検討 など19項目

長野県の入札参加資格の種類と契約内容等について

	入札参加資格の種類	契約内容、例
県の契約 (県を当事者の一方とする契約で県が対価の支払をすべきもの)	1 建設工事等	建設工事の請負又は森林整備業務の請負・委託
	(1) 建設工事	土木工事、建築工事及び設備工事等の請負
	(2) 森林整備業務	森林整備業務の請負 森林整備業務の委託 (地拵え、植栽、下刈り、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び素伐の生産の請負・委託)
	2 建設工事等に係る委託	建設工事及び森林整備業務に係る測量、調査及び設計等の業務委託
	(1) 建設工事に係る委託	建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務
	(2) 森林整備業務に係る委託	森林整備業務に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務
	3 製造の請負	印刷業務の請負、看板・横断幕・ステッカー製作の請負など
	4 物件の買入れ	物品購入 (事務用品、機械・機器、燃料、薬品、作業着 など)
	5 その他の契約 (1～4以外の契約)	除雪業務委託 庁舎の清掃業務委託 消防設備点検業務委託 電気工作物安全管理業務委託 警備業務委託、廃棄物処理業務委託、 給食業務委託、システム開発業務委託、 システム保守業務委託、調査業務委託、 研究業務委託、検査業務委託、 インターネット接続契約、リース契約、 レンタル契約、賃貸借契約 など

条例本文と89項目の取組方針の細部、契約審議会の内容、物品調達情報等については、長野県会計局契約・検査課のホームページに掲載されています。どうぞご利用ください。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/soshiki/soshiki/kencho/kensa/index.html>

特集2

省エネルギー設備導入補助金の公募が開始されました

平成26年度補正予算による「地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金」の公募が先月16日から始まっています。公募の締切りは本年12月11日（A類型）と長くなっていますが、利用しやすい補助金のため、多くの応募が見込まれ、予算到達時を以て公募は終了します。

以下の概要をご覧ください、ご利用のご検討と早めの応募をおすすめします。

詳しくは、本補助事業執行団体「(一社)環境共創イニシアチブ」(本文中略称SII)のホームページをご覧ください。

ご不明の点などございましたら本会本部・各事務所へ遠慮なくお申し付けください。

※B類型は、4月15日17:00必着

平成26年度補正予算

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金について

本補助金には主に以下の2事業が含まれています。検討している省エネルギー事業の内容を勘案して、補助事業を選んでください。

●最新モデル省エネルギー機器等導入支援事業（A類型）

最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能が向上していることが確認できる機器等に対して補助を行う。(詳細は次ページ以降を参照)

【主なポイント】

- ・ A類型は性能証明書が発行された機器等を導入する事業であるため、下記の地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業の申請で必要とされる省エネ計算や様式などの一部が省略できる。
- ・ 補助対象経費は「補助対象機器等の購入費」のみである。

(参照ホームページ) https://sii.or.jp/category_a_26r/

●地域工場・オフィス・店舗等省エネルギー促進事業（「B類型」）

工場・オフィス・店舗等の省エネや電力ピーク対策、エネルギーマネジメントに役立つ既存設備等の改修・更新が対象。省エネ効果については事業所単位で一定以上の省エネ効果やピーク対策効果が達成できる事業に対して補助を行う。(詳細はB類型の公募要領を参照)

(参照ホームページ) https://sii.or.jp/category_b_26r/

《A類型とB類型の比較》

	最新モデル省エネルギー機器等 導入支援事業（A類型）	地域工場・オフィス・店舗等 省エネルギー促進事業（B類型）
補助対象者	事業を営んでいる法人及び個人事業主	事業を営んでいる法人及び個人事業主
補助対象経費	補助対象機器等の購入費のみ	設計費・設備費・工事費等
補助率	1 / 3 以内（中小企業、エネルギー多消費企業は 1 / 2 以内）	通常事業 1 / 3 以内（中小企業、エネルギー多消費企業は 1 / 2 以内） エネマネ事業者を活用する場合 1 / 2 以内（中小企業、エネルギー多消費企業は 2 / 3 以内）
補助金 上限・下限	上限：1.5億円（1事業者あたり） 下限：50万円（1事業所あたり） ※ 1事業者につき申請は1回まで	上限：50億円（1申請あたり） 下限：100万円（1申請あたり）
省エネに関する要件	最新モデルかつ、一代前のモデルと比較して年平均1%以上の省エネ性能の向上が確認できる機器等	工場・事業場等における、既設設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修等により、一定以上の省エネ効果等が確認できること ※申請パターン毎の省エネ効果等の詳細は、B類型の公募要領を参照
申請スキーム	随時申請、随時採択	一定の申請期間後、一括で採択発表
申請から採択までの期間(目安)	約2～4週間（申請状況により異なる）	公募締切後、約2ヵ月
事業期間	単年度	単年度
エネマネ事業者の活用	活用できない	活用できる
SIIに登録された証明書発行団体の性能証明書	必要	不要

同一事業所において（A類型）と（B類型）両事業への申請は不可。

（A類型）と（B類型）ともに、エネルギー環境負荷低減推進税制（グリーン投資減税）・生産性向上設備投資促進税制との併用は不可。

— 以下は「A類型」の説明となります —

補助対象機器等

以下の要件を満たす機器等であること。

その証明として、SIIに登録された証明書発行団体から予め性能証明書の発行を受けていること。

※証明書発行団体とは、製造メーカー等からの申請に基づき、本事業で定めた最新モデル省エネルギー機器等の要件について審査を行い、その要件を満たす機器等に対して性能証明書の発行を行う機関として、予めSIIに登録された団体のこと。

(最新モデル省エネルギー機器等の要件)

- ・別表1*「補助対象カテゴリー表」に記載のある機器等であること。
 - ・最新モデルの省エネルギー機器等であること。
 - ・同一製造メーカー内の一代前のモデルとの比較において、年平均1%以上省エネルギー性能が向上していること。
- ※別表1についてはP6(参照ホームページ)をご覧ください。
 ※最新モデルとは、2005年1月1日以降に発売が開始され、かつそれ以降に新たな同モデルの機器等が発売されていないことをいう。

補助対象経費

補助対象経費は、補助対象機器等の購入費のみとする。

※据付費、工事費、設計費、消費税、その他諸経費は含まない。

※固定資産課税台帳に記載する範囲の内、機器等の費用として管理される部分を対象とする。

※機器等の設置に伴う配線、配管については原則、補助対象外とする。

補助対象経費は3者見積りの結果によって決定すること。

導入する各補助対象機器等に対して3者以上に見積りを依頼し、取得した見積書における機器等ごとの最低価格を補助対象経費とすること。

以下の経費については、補助対象外とする。

- ①工事費 既設機器等の撤去や除却、あるいは補助対象機器等の導入工事に要する経費
- ②諸経費 補助対象に要するその他経費(工事負担金、管理費(旅費)、会議費等)
- ③設計費 補助事業の実施に要する機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費等
- ④SIIが補助対象外と判断した経費
- ⑤補助金交付決定以前に着手(発注・契約を含む)された経費
- ⑥消費税及び地方消費税

補助率及び補助金限度額

補助率は補助対象経費の1/3以内とする。ただし、補助事業者が中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む)又はエネルギー多消費企業及び、その他事業者であって、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第17条第1項の規定により、賦課金に係る特例の認定(FIT減免認定)を受けた事業所の補助率は、補助対象経費の1/2以内とする。

	中小企業者(個人事業主、小規模事業者を含む) 又はエネルギー多消費企業		その他事業者
事業所	すべての事業所	FIT減免認定を受けた事業所	その他の事業所
補助率	1/2以内		1/3以内

※その他事業者の場合、事業所のFIT減免認定有無により、事業所ごとの補助率となる。

※リース事業者やESCO事業者等を利用して機器等を導入する場合、機器等を使用する事業者が中小企業者又はエネルギー多消費企業にあたるかによって補助率を決定する。

本事業における補助金額の上限額・下限額については、それぞれ以下の通りとする。

- ・ 1事業者あたりの補助金上限額：1.5億円
- ・ 1事業所あたりの補助金下限額：50万円

※補助対象経費に補助率を掛け合わせた補助金額が上限を上回る場合、申請された事業が補助対象として認められれば、補助額の上限の範囲内で交付される。

補助事業期間

(1) 交付申請受付期間

平成27年3月16日（月）～12月11日（金）16時（必着）

※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても申請の受付を終了することがある。

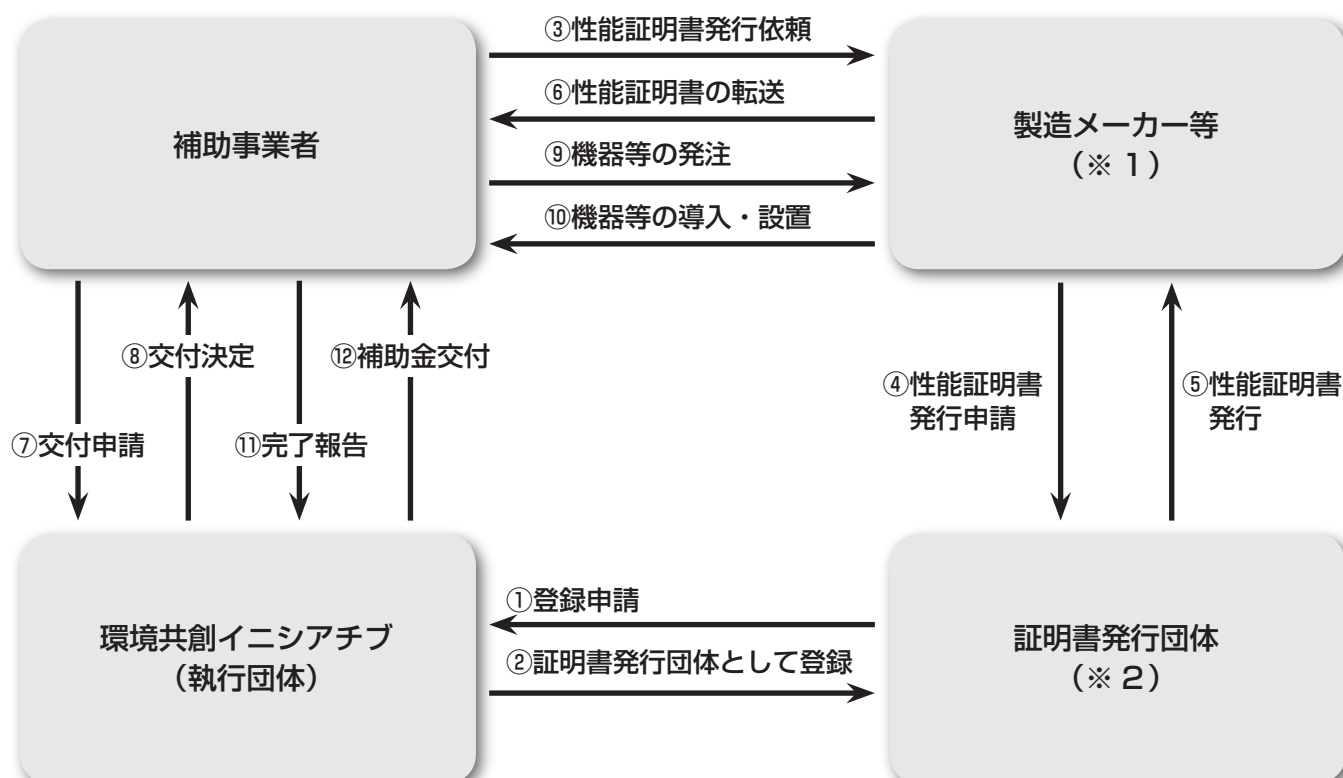
※交付申請は、私書箱到着分を以て、予算額を超えることが確実となった日（超過日）を基準日として、その前日の到着分までを受け付ける。超過日到着分と以降の到着分は不受理とする。

※交付決定前に機器等の発注を行った場合は補助対象外となるため、機器等の発注は交付決定日以降に行うこと。

(2) 完了報告書類の提出期限

事業完了（支払い完了）から30日以内又は平成28年1月29日（金）のいずれか早い日までに必ず完了報告書類を提出すること。

事業全体のスキーム



※1 性能証明書の発行申請を行うためには、当該機器等の省エネルギー性能や同一製造メーカー内の最新モデルと一代前のモデルを明示する必要があるため、原則機器等の製造メーカーが性能証明書の発行申請を行うこととする。ただし、代理店や関連会社等で正確な申請が可能な場合は、機器等の製造メーカーに代わって申請することも認める。

※2 自らの団体等に所属していない製造メーカー等からの申請に対しても性能証明書の発行が行えること。

〈地域商店街活性化事業活用事例 ～大門町上商店街協同組合～〉 「善光寺表参道大門町今昔 写真展&大門町まちあるき」が開催されました

大門町上商店街協同組合（武井哲夫理事長）は、長野市の善光寺表参道に位置する商店街で、善光寺の参拝客や観光客で賑わっています。北陸新幹線の金沢までの開業と、今月5日から始まっている善光寺御開帳というふたつの機会を迎える中、当商店街では、地域商店街活性化事業を活用して「善光寺表参道大門町今昔 写真展&大門町まちあるき」イベントを開催しました。



オープニングセレモニーで挨拶を行う塚田佐氏（元長野市長）です。同氏の第一声によりイベントが始まりました。

1月19日から2月15日まで楽茶れんが館2階において、“写真展”を開催、善光寺界隈や当商店街の写真を飾り、大門町の「昔」を楽しんでもらいました。“大門町まちあるき”では、3コースに分けて91回実施、商店街を回遊しながら大門町の「今」を楽しんでもらいました。



写真展の解説を行う武井理事長です。



まちあるきイベントの案内を行う根元八幡屋 礒五郎の室賀社長（組合理事）です。

〈地域商店街活性化事業活用事例 ～協同組合ナガノ駅前センター～〉 「駅前を見つめて一世紀、長野駅前思いで写真展」が開催されました

長野駅前の末広町を地区とする、協同組合ナガノ駅前センター（中島克文理事長）は、「地域商店街活性化事業（にぎわい補助金）」を活用し、北陸新幹線開業に伴う長野駅・駅前改修完成を記念して、3月1日（日）～22日（日）まで、ウエストプラザ長野ビルのコミュニティホールで「駅前を見つめて一世紀、長野駅前思いで写真展」を開催しました。

オープニングセレモニーでは、昨年12月から募集していた「思いでエッセイ」の入選作の表彰式もあわせて行われました。応募57点のなかから、最優秀賞1点、優秀賞2点、準優秀賞3点、佳作10点が選ばれ、中島理事長から表彰状と記念品が手渡されました。受賞した16点は、作品集としてまとめられ、会期中、入場者に配られました。

展示された写真のほとんどが町内の関係者の方から提供されました。懐かしく、ゆっくりとご覧になる方、往事を忍ばれている若い方など多様な方にご来場いただき、アンケートに答えた方にお配りした特製クリアファイルは第1週で無くなるなど想定を超えたご好評で、期間中3,246人のにぎわいとなりました。



銀座NAGANOで「信州そばスタイル」を開催

本会では、「平成26年度地域人づくり事業」を活用し、長野県と共催で2月28日から3月3日までの4日間、銀座NAGANOしあわせ信州シェアスペースで「伝統的工艺品と信州そばスタイル 伝統的工艺品で信州のそばを味わおう！」を開催しました。

信州の伝統的工艺品による「そばの道具とそばの器」などの展示・販売を行い、約650名の方々に来場いただきました。

また、信州そば（乾麺）の美味しい食べ方を伝えるイベントでは、予約いただいた約50名の方々が南木曾ろくろ細工のそば猪口と木曾漆器の箸で信州そば（乾麺）を食べながら、信州そばと伝統的工艺品の専門家傳田耕司氏の話に耳を傾けていました。

南木曾の「ろくろ細工」の制作体験も無料でを行い、産地の南木曾ろくろ芸協同組合理事小椋浩喜氏の指導を受けながら、老若男女約50名が参加し、とても貴重な経験ができた嬉しそうに語っていたことが印象的でした。



「信州の伝統的工艺品物語展」を開催 ～つなぐ・つなげる・つながってる～

本会では、北陸新幹線延伸による飯山駅開業を記念して「平成26年度地域人づくり事業」を活用し、長野県と共催で3月13日（金）～15日（日）までの3日間、飯山市伝統産業会館で「信州の伝統的工艺品物語展」を開催しました。

飯山仏壇・内山紙・信州打刃物・あけび蔓細工・秋山木鉢・桐下駄・栄つぐらなどの北信州の伝統的工艺品を中心に、木曾漆器、木曾木材工艺品、南木曾ろくろ、飯田水引、松代焼など県内各地の伝統的工艺品も展示しました。

また、飯山仏壇、内山紙、須賀川細工の後継者育成に取り組む様子（技術伝承）をパネル展示し、雪国で生まれた伝統的工艺品の産地をイメージできる懐かしい写真の展示も行いました。

会期中は、飯山市民、飯山駅開業に訪れた観光客など約250名が来場し、じっくりと信州



の伝統的工艺品をご覧いただきました。飯山駅開業という歴史的な場面で、このような展示会を開催できたことに、関係各位に対して心より感謝いたします。

ものづくり・商業・サービス革新補助金の募集締切迫る 申請準備はお済みですか？

「平成26年度補正ものづくり・商業・サービス革新補助金」は現在公募をしております。締切が平成27年5月8日（金）に迫っております。

そこで、申請書作成上重要となる「事業計画書」の作成ポイントについて説明します。求められているのは、「どのように他者と差別化し競争力を強化するか？」です。これを事業計画書で具体的に記載してください。具体的には以下の通りです。

① 事業計画書「対象類型」の選択についてご注意ください。

「革新的サービス」で申請されるか「ものづくり技術」で申請されるかによる優劣はありません。対象類型を選択される場合、「革新的サービス」で申請される場合は、「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」を、「ものづくり技術」で申請される場合は、「ものづくり高度化法」をご一読ください。無理矢理「ものづくり技術」としてしまうと「補助対象外事業」とみなされる場合があります。

② 「事業の具体的な内容」については公募要領に基づいた記載をお願いします。

カッコ書きで、「主にこの内容について審査委員会で審査します。」と記載されております。ここでの記載が重要です。この記載に関しましては、公募要領P15で書き方を説明しています。公募要領をご覧ください、図や表を使用し具体的に数字で記載することも重要です。また、審査員がイメージし易くするためにストーリー性を持たせることが必要です。

③ 審査項目が全て記載されているか確認してください。

審査項目が示されております。公募要領 P20・P21に具体的に記載してあります。審査員の目線で審査項目に対する記載を事業計画書の中に全て記載してください。多くの申請者は、技術面の記載が多く、事業化面での記載が少なくなっています。事業化面におきましても具体的な市場規模等審査項目を具体的に数字で記載してください。認定支援機関に審査項目が全て事業計画書に記載されているか確認してください。一度審査員になったつもりで審査してみることが有効と思われます。

④ 「経費明細表」の作成では円未満切り捨てで計算してください。

各費目に上限が設定されております。上限を超えますと不採択とされる場合もあります。また、補助金額3分の2以内での計算は切り捨てとなります。四捨五入しますと「補助対象外事業」とみなされる場合があります。

先ず重要なことは不採択を恐れずに申請することです。現在事業計画を決めかねている事業者の方は本会指導員とご相談のうえ申請をご検討ください。

多くの申請をお待ちしております。

公募要領及び申請書一式は本会HPよりダウンロードしてご確認ください。

<http://www.alps.or.jp/>

問い合わせ先

長野県地域事務局・長野県中小企業団体中央会 ものづくり事業推進部

TEL 026-228-1171（代表） 026-228-1206（直通）

長野県経営品質推進フォーラム -2014年度年次大会-

長野県中小企業団体中央会は、2013年9月より長野県経営品質協議会（以下「協議会」）の事務局を受託し、「経営品質」の啓蒙・普及を図っております。この度、協議会の最大のイベントである標記フォーラムを3月10日（火）に長野市のホテルメトロポリタン長野において開催しました。参加者は75名でした。

このフォーラムは、昨年まで長野県経営品質賞表彰式・報告会として開催しましたが、今年度より名称を変更致しました。基調講演にはじまり、2014年度長野県経営品質賞“優秀賞”の受賞企業である富士ゼロックス長野株式会社（長野市、以下「FX長野」）の活動報告、そして関係者によるパネルディスカッションと盛り沢山の内容でした。終了後は、情報交換会も行われました。



表彰

基調講演

「審査員からみた経営品質活動」ーアセスメント基準書を考えるーというテーマで、(有)中野ソフトウェアサービスの代表取締役中野康範氏が講演されました。中野氏は、2014年度長野県経営品質賞の審査リーダー。日本経営品質賞の審査員としての豊富な経験を踏まえ、審査があくまでもアセスメント基準書に基づいて行われることを強調されました。アセスメント基準書は、経営品質活動をどう評価するかの基準をまとめたものであり、この基準書に基づいて日本経営品質賞も長野県経営品質賞も審査されます。毎年日本経営品質賞委員会が改訂し、誰もが入手できます。

受賞組織活動報告

FX長野は、FXグループの地域版社の一つで、長野県内が営業エリアです。経営品質への取り組みの歴史は長く、2003年に北信地域に「ながの経営品質実践研究



会」が発足した際に中核メンバーとしていち早く参画されています。

FX長野の松尾直哉社長は「お客様のベストパートナーを目指して」、フィードバック報告書を中期経営計画に反映していることを述べ、具体的な活動としてVOC（お客様の声）分析会、COMPASSという保守サービスの生産性改善活動等にも触れられました。伊林秀仁執行役員営業統括部長は「何でも相談できる関係性を築くために」、チーム営業力を高めるためのモバイル化などの方策やCS満足度をどう向上させたかを説明されました。

パネルディスカッション

パネリストはFX長野の松尾直哉社長、2013年度“優秀賞”受賞企業である(株)フジカーランド上田の羽田憲史社長そして当協議会田島郁男代表幹事の3名。(株)マネジメントイノベーションの坂本崇社長の進行により、「なぜ経営品質に取り組むのか」ーその意義と成果ーをテーマに、ディスカッションが行われました。



坂本コーディネータは経営品質の4つの理念、長野県賞、日本賞を分かりやすく話されました。松尾社長はトップセールスの社数を自らに課した経緯や、苦情と人財が2大財産、4つの理念のバランス、第三者評価の重要性にも言及されました。

羽田社長は昨年度の受賞後、組織プロフィールを見直し、トータルカーサービスを深化させていること、具体的には店長へ組織プロフィールを展開し、店長に行動指針を作成させていることを説明。CS満足度のデータ管理強化にも触れ、あわせて受賞により地域を代表する企業の従業員が新たな顧客となったことも紹介されました。

田島代表は当協議会の活動報告を行いました。

【問い合わせ】 長野県経営品質協議会 事務局

長野県経営品質協議会

検索

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館4F

長野県中小企業団体中央会内 TEL 026-228-1171 E-mail e-keiei@alps.or.jp

長野県電気関連業界 「平成26年度 製・販・工 懇談会」が開催されました

電気工事に関わる大手製造メーカー16社（製）、電設資材販売業者によって組織されている長野県電設資材卸業協同組合（若林邦彦理事長・販）、電気工事業者によって組織されている長野県電気工事業工業組合（藤沢一三理事長・工）による「平成26年度 製・販・工 懇談会」が3月13日（金）ホテルメトロポリタン長野で開催されました。

この懇談会は、電気関連業界を構成する3者の相互理解を深めること、また新しい技術や将来展望などを研究・共有することで業界の連携強化とさらなる発展を目指して隔年で行われ、今回は長野県電設資材卸業協同組合が主管となり、本会チャレンジ事業を活用していただき、第一部講演会、第二部分科会の構成で実施されました。

第一部は、積水ハウス（株）温暖化研究所近田智也課長より「住宅メーカーの未来構想」をテーマとしたご講演を聴講しました。第二部は、テーマA「新技術・HEMS関連設備」、テーマB「雇用問題について」、テーマC「製・販・工の明日を考える」の3テーマに分か



れて討議を行い、それぞれの座長による内容発表に対して若林理事長、藤沢理事長、メーカー代表からまとめの言葉をいただきました。

本会では、この懇談会を組合間連携促進のモデルとして、第1回から支援しています。皆さんの業界にもニーズがありましたら、本会にご要望をお聞かせください。





ふるさとへ元気と勇気を！

出羽海部屋：御嶽海 久司さん

「木曾といえば相撲」といわれるほど、木曾は相撲が盛んな地域です。昭和53年には、第33回国民体育大会の相撲が木曾町 町営相撲競技場で開催されました。木曾町のすべての小中学校には土俵があり、子供から大人まで親しまれているスポーツです。

福島中学校から青峰高等学校、東洋大学の相撲部を経てこの春、出羽海部屋に入門した幕下10枚目格付け出し御嶽海こと上松町出身の大道久司さん。“相撲の育ての親”である木曾相撲連盟の植原延夫会長にお話をお伺いしました。

「小さなころはやんか（木曾地方の方言で「やんちゃ」の意味）な少年で、小学校の時も元気。人に好かれる徳をもっている子で、みんなに可愛がられていた」と植原会長。小学生のころ、川にランドセルを流してしまい、水でビチャビチャに濡れた教科書を前に御嶽海のお父さんは、さてどうしたものか…教科書もノートも濡れて全部くっついてしまったと困惑したというエピソードも。

相撲の道に進むことになったきっかけは、町の相撲大会で負けたことが悔しく、担任の先生に「相撲クラブへ入ったらどうか」といわれた一言でした。雨の日も雪の日も練習を楽しみにしていた御嶽海は、お父さんが仕事から帰ってくると、まわしを抱えて「父ちゃんいくぞ！」と



©長野県



©長野県

スポーツ栄誉賞授与の記念写真



玄関で待っていたそうです。その後は、相撲の大会で入賞することも増え、同年代の良きライバルにも恵まれ、福島中学校から木曾青峰高校を経て東洋大学相撲部へと進み、平成26年にはアマチュア相撲での全日本選手権と全国学生選手権個人戦を制し、平成27年1月には県勢初となる二冠を達成した活躍をたたえ阿部知事からスポーツ栄誉賞が授与されました。

3月8日、大相撲春場所、パブリックビューイングが行われた上松町公民館では御嶽海の活躍する姿を見ようと多くの人々が集まる中、初土俵を白星で飾り、春場所では6勝1敗とデビュー戦を勝ち越しました。

地元商店街では、御嶽海を応援する垂幕が飾られ、本会重野信孝木曾支部長は「みんなで応援することにより商店街にも活気が出てきた。木曾へ来る観光客も少しずつ増えてきたので嬉しく思っています」と話されました。

霊峰御嶽山と大きな海…その両方の名前を冠する御嶽海の活躍は、長野県の期待の星です。がんばれ御嶽海!!

今回お話をいただいた方々 重野支部長と植原会長



積極的かつ戦略的な大型設備投資の継続により、中・大型部品を中心に好調な受注を続ける。

新たな生産管理システムを構築

昭和27年、旋盤加工業として創業以来、自動車部品・精密機械部品などの加工、自動車整備機器・産業用機械等の組立などを手がけてきた、サワイ。現在、



生産管理システム

難削材の加工から樹脂加工まで、幅広い分野で高精度なものづくりを展開し、工作機械、建設機械、産業機械、航空機産業などの中・大型部品を中心に好調な受注が続いています。

「円安によって競争力がつき、工作機械、産業機械の主要部品などが好調。北米、中国、インドネシアなどで、対前年比15%~20%プラスの実績が続き、国内工作機械業界全体が受注増加傾向にあります。」と、澤井孝幸社長は胸を張ります。

同社は時代の動きを敏感にとらえながら、積極的かつ戦略的に設備投資を実施。特にリーマンショック以降、大型部品の受注をめざし、県内最大規模の立形複合加工機や立形複合研磨機、立形CNC大型旋盤など、1億円近くの設備投資を継続して行いました。それが奏功し、ここ数年の順調な受注につながっているようです。同社ではさらに、より幅広い業種からの受注をめざし、新たな分野にも挑戦しています。

一方、ものづくり補助金を活用して新たな生産管理システムの構築に着手。現在、社内情報の一本化をめざしてデータ収集を進めています。

同システムの大きな特徴は、顧客が同社のホームページで検索すると、発注した案件が何%まで進捗しているかが分かること。顧客との信頼関係を高めるサービスとして、顧客からも導入を喜ぶ声が届いているとか。また同社では、社内の納期意識を高めることにもつながると期待しています。

ブランドは職人が作り上げてきた

「工作機械は日本のものづくりの一番の元。その部品を手がけることで我々の技術力も信頼も上がります。国内で力をつけ、日本のものづくりを

大切にしていきたい」と力を込め、日本でのものづくりにこだわる澤井さん。そこには「メイド・イン・ジャパン」ブランドは職人が作り上げてきた、という強い思いがあります。

「手の間隔、加工音などの感性や、製品に対し細部に渡る拘りを技術者魂として映し入れることが重要。日本でも今、加工具合を手で触れて分かるという職人感覚を持った技術者がいなくなりつつある。しかし、若い技術者にはそれを身につけてほしい。でないと、日本でのものづくりの意味がなくなってしまうと思うんです」

トップの澤井さんは40歳、社員の平均年齢は約35歳と、若さいっぱい同社。それだけに、昔ながらの技術の伝承を大切にする姿勢には意外性を感じる一方、若さを活かした仕事への取り組みには大きな可能性を感じさせます。

「若い社員にはものづくりへの思いを強く持ち、つねに挑戦してほしい。たとえ失敗しても、さらに挑戦を続けることで技術力は確実に上がる。だから、失敗はどんどんしろと言っているんです」

社員教育にも、若さを活かして失敗を恐れず、何事にも積極的に挑戦する人財づくりをめざしています。



超大型の複合研磨機



直径1300約2tの製品加工の様子



株式会社サワイ

代表者 代表取締役社長 澤井孝幸
創業 1952 (昭和27) 年4月
資本金 2,000万円
本社 佐久市小田井1077-6 佐久市小田井工業団地
TEL.0267-67-2251 FAX.0267-67-2405
事業内容 精密機械部品・自動車部品の製造、産業用機械・自動車整備機器の組立等
ホームページ <http://www.sawainet.co.jp>



好機逸す べからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.38

株式会社ミクロ発條（諏訪市）

「世界で一番小さいバネをつくろう」 -
最微細バネにかける情熱でトップシェアを実現。

世界で一番小さいバネを作ろう

普段何気なく使っているボールペン。先端の金属球が回転して中のインキを導き出し、紙面に転写する仕組みですが、その先端に微細なバネが組み込まれています。金属球を外径約1ミリの微細なバネがペン先のボールの内側から支え、インキの漏出を防いでいるのです。



自動車向け精密バネ研磨機

このボールペン（中性、新油性）のボール押さえバネで世界トップのシェアを誇るのが、ミクロ発條です。

同社はカメラ用精密バネの製造でスタート。デジタル化により部品が激減した90年代から電子機器分野にシフトしました。現在、半導体、携帯電話、自動車部品、医療機器など、さまざまな分野の精密バネの開発・製造を行っています。

合言葉は「世界で一番小さいバネを作ろう」。世界最微細バネの生産を目指して研究開発に取り組み、外径72ミクロンの世界最微細バネの量産化に成功。半導体検査装置や電子接点部品など、さまざまな製品分野に使用されています。

「当社の製品はオーダーメイドが基本。受注してからお客様と一緒に作り上げていくというスタンスです」と宮澤吉寛専務。顧客のさまざまな要望に柔軟に対応していく、その積み重ねが高付加価値製品の開発と、製品分野の広がりにつながっています。

また、同社の大きな特徴が、長年にわたって製造設備を自社開発していること。独自の技術ノウハウを注ぎこんだNCマシンにより、職人の技に頼ることなく安定した品質を実現。日本はもとより、マレーシア、上海、大連の各生産拠点にも導入し、試作から量産まで、世界どこでも同じ品質レベルで対応できる体制をつくりあげています。

海外マーケットも視野に

医療分野では、極細線のバネを作る独自ノウハウを生かしたカテーテル用の細い長尺バネを開

発。大手メーカーに導入され、国内外の医療現場で活躍しています。さらに「SESSA(中小企業医療機器開発ネットワーク)」への参加など企業間連携も図りながら、より付加価値の高い製品づくりに取り組んでいます。

自動車部品はエアコンの膨張弁に使われるバネなど、いずれもメーカーからの要求基準が高いものばかり。海外マーケットも視野に入れ、試作から3~4年をかけて開発に取り組んでいます。「中国をはじめ海外マーケットでのビジネスチャンス拡大をにらみ、1990年に進出したマレーシアに続いて、96年に上海、2001年に大連に生産拠点を設けました」。

ものづくり補助金を活用し、自動車向け精密バネの研磨機を導入。高度な技術要求に応えるため。細かくデータを取りながら試作を重ね、高品質加工による安定量産の実現を目指しています。

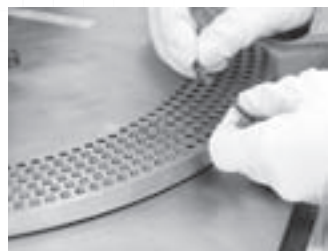
名刺や看板には、マスコットのブルドッグが。



SPRING with Dreams

ミクロ発條のマスコット

「一度かみついたら離れない、見てくれは少し悪くても愛嬌がある」というブルドッグの性質と社風が似ていると、同社社員が発案したそうです。



バネを一度に研磨する



仕上がりを検査する



株式会社ミクロ発條

代表者 代表取締役社長 小島拓也
創業 1954(昭和29)年6月
資本金 5,000万円
本社 諏訪市小和田南22-6
TEL.0266-52-3550 FAX.0266-58-2317
事業内容 精密小物バネ



専務取締役
宮澤吉寛氏

善光寺宿 北国街道 本陣界隈



ほっこくかいどう 北国街道は江戸幕府によって整備された脇街道で、北国脇往還、善光寺街道などとも呼ばれる。

追分で中山道と分かれ、善光寺を経て直江津で北陸道に合流する。善光寺への参拝のために整備され、佐渡の金を江戸に運ぶ道として五街道に次ぐ重要な役割を果たした。軽井沢町から上越市までの区間は現在の国道18号にほぼ相当する。(出展 wikipedia)



長野市中央道路改修工事起工式記念
大正12年5月17日撮影 (提供：榎夏目)



協同組合
長野アークス 理事長
株式会社 夏目
代表取締役 夏目 潔 氏

創建以来1400年にわたりその法灯を守ってきた善光寺の門前町として、長野は繁栄してきました。松本を経由して至る善光寺街道と中山道と追分で分かれて至る北国街道の要衝として、善光寺を目指す参拝客のみならず、諸大名の参勤交代により、益々発展しました。古くは善光寺宿であり、長野村(俗称善光寺町)と呼ばれ本宿であった大門町には、本陣、脇本陣が置かれ、今でもその面影を残しています。当時の長野は麻、紙、木綿、種油の一大集散地であり、また大門町の東西周辺には、多くの問屋や商家が軒を連ねていました。善光寺村とは、現在の長野市大字長野にあたる極めて狭いエリアでした。かく言う私共も大門町の東側の東町に麻問屋を商っていました。

その後それぞれ業態も変わり、モータリゼーションの進展と物量の増大に伴い郊外に移転して行きました。今では、往時では考えられない程静

かな街になってしまいましたが、古き門前の面影が僅かに残るその街にもゆっくりではありますが変化が生まれ、古い建物を活用したいろいろな試みがなされており、これからが楽しみです。

本年は7年に一度の善光寺御開帳の年であり、全国より多くの参拝客が訪れることでしょう。善光寺は早朝に行われるお朝事とお数珠頂戴という大事な行事で始まり、早めの夕刻に撞かれる入相の鐘で扉が閉められます。従って、過去の御開帳期間中においても同様であったため、大変な人出の御開帳中はもう少し扉を閉める時間を延長してほしいとの声がありました。今回の御開帳においてはこの声に応え、おもてなしの心で、午後9時まで回向柱のライトアップと本堂の扉が開けられます。ライトアップされた回向柱は昼とは違った趣の善光寺を見せてくれるでしょう。今から楽しみです。



明治～大正初期の頃の藤屋ホテル本店。大正14年、現在のアールデコ様式の建物に改装されました。

写真提供：藤屋御本陣



2014年の善光寺花回廊の様子

こわい脂肪肝の話

—いつの間にか肝硬変、肝臓癌に!!—



宜保内科 消化器・肝臓内科クリニック 院長医学博士 宜保 行雄
<http://www.gibo-clinic.com/>

【はじめに】

健康診断で肝機能異常を指摘された人の半分以上は腹囲が85cm（男性）、90cm以上（女性）あるいは、BMIが25以上あるということは肥満が原因の脂肪肝である。これにアルコール性脂肪肝を含めると日本人の肝機能異常のほとんどが脂肪肝で占められる。欧米先進国では人口の30%が脂肪肝の患者さんである。

【脂肪肝て何？】

体内の過剰な脂肪が肝細胞の中に沈着してしまう状態が脂肪肝である。超音波検査で肝臓が、白っぽくギラギラして観察される。その結果、余分な脂肪により肝細胞がダメージを受けて壊れてしまう。

この時、採血をすると、壊れた肝細胞から血液に放出されたGOT、GTPや γ GTPと呼ばれる酵素が上昇している。

【原因は？】

一番は肥満で、脂肪肝が肝臓のメタボリック症候群といわれている所以である。2番目にアルコール、すなわち、お酒の飲みすぎである。その他脂質異常症、糖尿病、飢餓、脂質異常症などでも脂肪肝が発症する。極まれではあるが急性妊娠性脂肪肝といわれる生命に危険を及ぼす脂肪肝もある。

【放置するとどうなりますか？】

7～8割の脂肪肝は単なる“肥満”と同じで何の健康被害も認めず、病気にもならない。ただ、近年問題となってきたのがナッシュである。お酒を飲みすぎてアルコール性の肝炎や肝硬変になってしまった人と同様の運命がアルコールを飲まない脂肪肝の一部にみられる。

これは恐ろしい非アルコール性脂肪肝炎（non alcoholic steatohepatitis:NASH “ナッシュ”）と呼ばれる病気なのだ。

脂肪肝だと安心して放置していたら、5～30年後にいつの間にか、大酒家のアルコール性肝臓病と同様の顕微鏡像がみられるようになる。もちろんアルコール性肝硬変と同様に、腹水や黄疸などの症状も出現する“たちの悪い脂肪肝”なのである。

この病気が1980年米国で報告されてから、我が国でも徐々に増加し、私のクリニックでもすでに10人の肝硬変の患者さんがおられ、2人は肝移植を予定されている。肝臓に進展した人も2人おられ、すでに手術を受け、元気に通院している。

【脂肪肝の治療は？】

まず、原因の除去が基本。脂肪肝の原因である肥満の改善を目的に運動、食事（カロリー制限）療法を行う。

脂肪肝に対する治療薬は保険薬で何種類かあるがまだ決定的に有効な薬物は開発されていない。

運動は、脂肪を燃焼させて、肥満を改善させる有酸素運動が基本で、BMIは22を目標とする。

【ナッシュと良性の脂肪肝との見分け方と治療について】

血液検査などでは見分けがつかない。最後は、肝臓に針を刺し、顕微鏡でナッシュの確認をする。早期に治療すれば治る。

ただ進行したナッシュでもとに戻れなくなるほど悪化すると、肝移植しか手段がなくなる。

米国の肝移植患者さんの原因となる一番多い肝臓の病気はナッシュなのだ。

早期診断、早期治療が大切!!

How To 労務管理



特定社会保険労務士

中村 光子 氏



1年単位の変形労働時間制を 採用するときの留意点

平成27年度がスタートしました。1年単位の変形労働時間制を採用している会社では、4月を起点とする場合も多いと思います。今回は、1年単位の変形労働時間制採用時の留意点をまとめてみました。

1. 時間外労働の算定について

1年単位の変形労働時間制では、1日、1週、対象期間（1年）のそれぞれについて、法定労働時間を超えて所定労働時間を設定している場合は所定労働時間、法定労働時間を下回る所定労働時間を設定している場合は法定労働時間を超過した部分を時間外労働として扱います。

2. 休日の振替を行う場合

1年単位の変形労働時間制を採用する場合には、労使協定により労働日と労働日ごとの労働時間を具体的に定める必要があります。この「特定された労働日及び労働日ごとの労働時間は変更することができない」とされています。ただ、「労働日の特定時には予期しない事情が生じ、やむを得ず振替を行わなければならないことも考えられるが、そのような休日の振替までも認めない趣旨ではなく」（平11.3.31基発168）とあることから、全く認められていないわけではありません。

休日振替を行う場合には、①就業規則等において、休日振替の詳細を規定しておくこと、②対象期間（特定期間を除く）においては連続6日以内となること、③特定期間においては1週間に1日の休日が確保できる範囲内であること、等に配慮する必要があります。

時間外労働は、「労働基準法第32条の4第1項に照らし、当該日に8時間を超える労働を行わせることとなった場合には、その超える時間について時間外労働になるものである」（平11.3.31基発168）とされていることから、例えば当初休日であった日に9時間働かせた場合は、1時間は時間外労働として扱うようになります。

3. 1年単位の変形労働時間制での途中入退職等の扱い

1年単位の変形労働時間制は、「対象期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えない制度」であるため、対象期間の途中で入退職等をし、対象期間のすべてに在籍していない場合には、賃金精算が必要となるケースがあります。

途中入退職等した場合の賃金精算は、当該労働させた期間を平均し1週間当たり40時間を超えて労働させた場合においては、その超えた時間について割増賃金を支払います。

1年単位の変形労働時間制は、業務に繁忙があり、繁忙期に長い労働時間を設定し、閑散期に短い労働時間を設定することにより、効率的に労働時間を配分して年間の総労働時間の短縮を図る制度です。ぜひポイントをおさえて上手く活用しましょう。

平成27年度中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金 (業務改善助成金) 改正のポイント

1 業務改善助成金の新設

平成26年度までの業務改善助成金は、事業場内の最低賃金（時間給（又は時間換算額）800円未満の労働者の賃金額）を40円以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、労働能率増進のための設備等の導入経費の一部（最大100万円）を助成するものでしたが、これに加えて以下の助成が新設されました。

時間給（又は時間換算額）800円未満の10人以上の労働者の賃金額を60円以上引き上げた場合においては、人数に応じて業務改善経費の一部を助成します。なお、助成率は従来（助成率1/2（企業規模30人以下の小規模事業者は3/4））と変わりません。

労働者の人数により、10～14人 130万円、15～19人 140万円、20人以上 150万円

2 主な変更点

平成27年度からは従来の交付要件が以下のとおり変更となりますので、ご注意ください。

変更前	変更後
① 対象労働者の要件	
雇入れ後3か月を経過した労働者	雇入れ後6か月を経過した労働者
② 解雇等の不交付事由の確認期間	
申請前3か月前から年度の末日までの間	交付決定前6か月から年度の末日もしくは交付決定から6か月後のいずれか遅い日までの間
③ 賃金状況報告提出期限	
・賃金台帳 イ 「実績報告書」を12月31日までに提出した場合、3月31日までの状況を翌年度4月30日までに提出 ロ 「実績報告書」を1月1日以降に提出した場合、翌年度6月30日までの状況を7月31日までに提出	・賃金台帳 イ 交付決定が9月30日以前の場合、3月31日までの状況を翌年度4月30日までに提出 ロ 交付決定が10月1日以後の場合、当該決定日から6か月を経過した日までの状況を、その日から起算して1か月以内に提出
④ 助成対象となる経費	
(機械装置等購入費) ・機器・設備類の購入、製作又は改良の費用 (委託費) ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用 (注書) ・通常の事業活動に伴う経費を除き、・・・	(機械装置等購入費) ・機器・設備類（特種用途自動車以外の自動車、パソコン（周辺機器を含む。）は除く。）の購入、製作又は改良の費用（委託費） ・調査会社、コンサルタント会社、システム開発会社等への委託費用（就業規則の作成・改正及び賃金制度の整備は除く。） (注書) ・通常の事業活動を行うに当たり、社会通念上当然に必要な経費を除く。

(1) 「④助成対象となる経費」関係について

- ・労働能率増進に資する設備投資等の経費には、単なる経費削減のための経費（(例) LED電球への交換、エコカーへの買い替え等）、職場環境を改善するための経費（(例) エアコン設置、執務室の拡大、机・椅子の増設等）は含まれないこと。
- ・「機械装置等購入費」の欄「特種用途自動車」とは、車両に対して付与されるナンバープレートの「車種を表す数字」が8で始まるものをいうこと。具体的には、車椅子リフト付き自動車、トラクター等の農作業車、除雪車等
- ・「機械装置等購入費」の欄「パソコン」には、例えば、POSシステム、会計給与システム等特定業務専用のシステムに組み込まれて用いられ、汎用ソフトを使用してはならない仕様であれば、対象外とはしないこと。
- ・「社会通念上当然に必要な経費」とは、同一規模の同一業種においては一般的に保有・使用している機器の購入経費を指すこと。

(例) 「社会通念上当然に必要な経費」として一般的に助成対象外となるもの

- ・飲食店における冷蔵庫の購入経費
- ・美容業における美容機器の購入経費
- ・倉庫業におけるフォークリフトの購入経費

(2) 交付要件の追加

事業者名の公表に同意した者（好事例として紹介することがあります。）

改正された「業務改善助成金交付要綱」及び「申請等様式」は、長野労働局HPに掲載しています。
 ご不明な点等は、長野労働局賃金室（TEL026-223-0555）までお問い合わせください。

設備応援みらい保証について

平成26年12月1日より「設備応援みらい保証」の取扱いを開始しました。
「みらい」へ向けて設備投資を行う中小企業者を応援します！

設備応援みらい保証の概要				
ご利用いただける方	業歴2年以上で、かつ2期以上の確定申告を行い、次のいずれかの要件を満たす方 ① 最近2期の決算において、連続して経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上している方 ② 最近2期のいずれかの決算において、経常利益（法人）または申告所得（個人）を計上し、かつ、債務超過でない方 ③ 上記のほか、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画に基づき設備投資を行う方			
保証限度額	2億8,000万円以内（一般保証の範囲内での取扱いとなります）			
対象資金	・設備資金 ・設備導入に附帯する運転資金を含む運転設備資金			
保証期間	・無担保 15年以内 ・有担保 20年以内（ただし、建物のみを担保とする場合は15年以内） ・据置期間 1年以内（特別な理由がある場合は3年以内）			
返済方法	分割返済（ただし、期間1年以内の場合は一括返済可）			
信用保証料	年0.35%～1.80% ※通常より0.1%低い保証料率でご利用いただけます ※有担保割引、中小企業会計割引の適用も可能です			
貸付利率	金融機関所定の利率			
連帯保証人	原則として法人の代表者を除き不要			
担保	必要に応じて提供していただきます			
添付書類	所定の申込資料の他、金融機関等の支援を受けて策定した事業計画書（設備投資にかかる収支計画書等）の添付が必要となります			
	<table border="1"> <tr> <td>ご利用いただける方 ①または②に該当する方</td> <td>必要に応じて、添付をお願いします</td> </tr> <tr> <td>ご利用いただける方 ③に該当する方</td> <td>添付が必要となります</td> </tr> </table> <p>※書式は、金融機関所定のものをご利用いただけるほか、当協会ホームページ（お客様用書式ダウンロードページ）にも参考例を掲載しています</p>	ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします	ご利用いただける方 ③に該当する方
ご利用いただける方 ①または②に該当する方	必要に応じて、添付をお願いします			
ご利用いただける方 ③に該当する方	添付が必要となります			

※信用保証料（通常より低い保証料率でご利用いただける制度となっております）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
設備応援みらい保証	1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35

詳細については、お近くの信用保証協会窓口までお問い合わせください。



ホームページ <http://www.nagano-cgc.or.jp> E-mail hosyo@nagano-cgc.or.jp



長野県最低賃金総合相談支援センターからのお知らせ

【長野県最低賃金総合相談支援センターの開設について】

最低賃金の引上げに取り組む中小企業への支援として、長野県最低賃金総合相談支援センターでは、生産性向上等の経営改善と労働時間制度・賃金制度等労働条件管理に関する相談を4月1日からスタートしました。

この事業は、国（長野労働局）の委託事業（専門家派遣・相談等支援事業）として実施するもので相談に無料で応じるものです。

センターにはコーディネーターが設置されておりますので、お気軽にご相談ください。



長野県の最低賃金 時間給
平成26年10月1日から適用 **728** 円

特定（産業別）最低賃金につきましては
長野労働局ホームページからご確認ください

長野労働局

検索

長野労働局労働基準部賃金室
電話（026）223-0555

【地区別相談支援窓口の開設について】

下記の相談窓口にて無料で相談を承っております。

なお、開設日は変更される場合がありますので、電話等にて確認のうえお越しください。

また、開設日が祝祭日の場合は翌日となります。

長野県最低賃金総合相談支援センター

（12日/月 原則 月曜日・水曜日・金曜日 開設）

長野市中御所岡田131-10 中小企業会館4階

電話（026）228-1171 担当コーディネーター：菅原

けがの共済

傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 （傷害共済K型）

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから！

ケガによる死亡補償

2,000万円※

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで！

けがの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階

【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階

【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル パレス1階

【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいた会館3階

TEL.026(269)0885

TEL.0268(24)1789

TEL.0263(33)0510

TEL.0266(78)4033

TEL.0265(24)7099

ご存じですか？

長野県中央会の共済制度

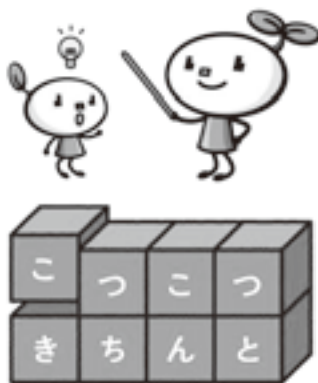
Jプラン

(普通傷害保険)

従業員の業務上のケガのリスクから企業経営を守ります。個別で加入するより保険料が約59%割安*1となります。保険料は全額損金処理が可能です*2。

- (*1) 団体割引30%、過去の損害率による割引35%、大口契約割引10%を適用しています。
- (*2) 条件によっては損金処理できないケースもあります。詳細については税理士または税務署にお問い合わせください。

※Jプラン(普通傷害保険)引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
 ※三井生命保険株式会社は三井住友海上火災保険株式会社の取扱代理店として損害保険代理店委託契約を締結しています。



特退共

(特定退職金共済制度)

従業員さまの定着が図れ、全額損金計上で安定した退職金準備ができる共済制度です。

生命保険

『長野県中央会団体扱*で、月払契約の場合、一般扱(口座振替扱月払等)でご契約いただくよりも個人契約の保険料が割安になります!』

*長野県中央会団体扱とは、長野県中央会が団体扱としてお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取りまとめ、一括して当社に払い込む取り扱いのことです。
 ※一部対象とならない商品・契約がございますので、詳細は下記までお問い合わせ願います。

※記載の内容は、平成26年10月現在の税制等に基づくお取り扱いで、今後変更となる可能性があります。

※詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおり-約款」および長野県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」を必ずご覧ください。

お問い合わせ・ご案内を最寄の三井生命で承っております。

	営業部	住所	電話番号
北信	長野	〒380-0824 長野市南石堂町1282-16	026-226-2820
	松本	〒390-0811 松本市中央1-21-8	0263-35-8519
中信	あづみ野	〒399-0302 安曇野市穂高北穂高2865-2	0263-84-0256
	上田	〒386-0023 上田市中央西1-14-26	0268-24-2755
東信	東御	〒389-0517 東御市県135-1	0268-64-5413
	佐久	〒385-0043 佐久市取出町561	0267-62-0358
南信	飯田	〒395-0086 飯田市東和町2-33-5	0265-24-4980
	諏訪	〒392-0012 諏訪市四賀赤沼1730-1	0266-52-1356

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0811 松本市中央1-21-8
 TEL:0263-34-3585
 B-26-1289(H26.9)使用期限H27.3
 三井-KB-26-518

■当社は<信州あいさつ運動>に協賛しています。

平成27年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会

日時 平成27年4月23日（木）
12時30分
場所 ホテル信濃路

◎通常総代会

日時 平成27年5月20日（水）
14時
場所 ホテルメトロポリタン長野



※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。
詳細につきましては後日ご案内致します。

人事異動の実施

本会は、4月1日付けで下記の人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

氏名	新	旧
西村 昌二	参事・無料職業紹介所・所長	参事
増山 清	ものづくり事業推進部・部長	ものづくり事業推進室・室長
渡辺 義作	連携支援部・部長	連携支援部部長兼広報振興課課長
鈴木 幸一	連携開発部・部長	連携支援部指導監兼開発課課長
梨田 貴之	連携開発部開発課・課長補佐	連携支援部開発課・課長補佐
宮崎 裕美子	連携開発部開発課・主任	連携支援部開発課・主任
松田 基弥	東信事務所・主任	中信事務所・主任
細田 拓也	連携開発部開発課・主任	連携支援部開発課・主任
重野 崇	連携開発部開発課・主任	東信事務所・主任
土屋 明	連携開発部開発課・主任	連携支援部開発課・主任
白田 有紀	連携支援部支援課・主事	連携支援部広報振興課・主事
内山 歩美	連携開発部開発課・主事	東信事務所・主事
西口 悟史	中信事務所・主事	連携支援部開発課・主事
吉村 君子	無料職業紹介所・主事	連携支援部支援課・主事
戸谷 隆広	無料職業紹介所・主事	新規採用

☆働きやすい職場環境づくり
「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ
“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも**退職金制度**！
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから**管理も簡単**。退職金はぜひ**中退共におまかせください**。
【お問合せ先】（独）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
☎03（6907）1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2015

4

No.461

第461号 平成27年4月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝
発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171
印刷所 カシヨ株式会社

その先の夢へ 中小企業とともに。



商工中金

個人のお客さま向けの定期預金です。

高めの金利設定
(当金庫内比較)

固定金利の半年複利
(元本保証)

1年、2年、3年から
期間が選べる

\\ 安心、確実、お得に増やす //

定期預金

マイハーベスト

商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町 1483-11 TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手 1-14-6 TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央 2-1-27 松本本町第一生命ビル1F TEL:0263-35-6211

<http://www.shokochukin.co.jp/>



人を思う。未来を思う。

商工中金